



CONTENTS

I Farewell

問題を捉え直す——立命館大学の退職を迎えて
二度目の定年退職を迎えて

松宮 孝明 2

——ロースクールでの教育と研究のことなど——

村田 敏一 6

II Academic Conference

日本更生保護学会第 11 回大会開催報告

森久 智江 10

III Academic Activities

日本政治学会 2022 年度研究大会での報告を終えて

柳 至 12

日本法哲学会でのワークショップを終えて

菊地 諒 14

IV My Book

自著紹介『刑事再審制度の意味とその改革』

松宮 孝明 16

V Ceremony

第 17 回平井嘉一郎研究奨励賞授与式

山田 希 18

VI Departure

先生方への感謝

清水 拓磨 19

万里一空の想いにて衣笠を離れ

原田 弘隆 20

VII Study Group

研究会

22

退職記念

Farewell

問題を捉え直す——立命館大学の退職を迎えて

松宮 孝明 MATSUMIYA Takaaki

1 立命館での33年間

1990年に法学部の助教授として着任して以来、早いもので、このたび、65歳の定年を迎えることとなりました。もともと、来年度からしばらく特任教授として授業を担当しますので、あまり「定年」という実感はないのですが。

この間、法学部14年間および法科大学院19年間での教育、組合活動や学内行政など、様々な経験をさせていただきました。これらについては、「オーラルヒストリー」で語っていますので、ここでは、これまでの研究を振り返って「問題を捉え直す」ということを述べてみたいと思います。



2 「問題を捉え直す」ということ

退職記念講義でも触れたのですが、刑事法の研究をする中で感じたのは、「問題を捉え直す」ことの大切さでした。どういうことかという、ある法解釈・法適用上の問題、あるいは立法課題を考えると、既存の問題の捉え方・対立図式では「何か違う」と感じることが多々あったということです。むしろ

違う捉え方ができるのではないかと、その結果、従来見過ごされてきた解決策が見つけれられるのではないかと。さらには、論争が決着しないのも、使われる専門用語の意味がすれ違っていているからではないのか。刑事法の研究を通じてこのような経験をしたことが多かったということです。

3 「新旧過失論争」という図式

具体例を挙げていきます。まず、最初の研究テーマである「過失論」では、「新旧過失論争」という図式がすでに違います。従来、ドイツのカール・エンギッシュに代表される「客観的注意義務」とくに「結果回避義務」中心の過失論が、それまでの内心の「不注意」中心の「旧過失論」と異なる「新過失論」の特徴であり故意犯とも異なる場所だとされてきました。しかし、エンギッシュの代表作



オーラルヒストリー採録後のひととき

『刑法における故意と過失の研究』（1930年）を読んでみると、彼の問題関心は、故意犯と共通する過失犯の責任概念を見出すことだったのです。それは、当初の「感情責任」から「人格責任」へと発展しますが、いずれも「法を軽視する」心情が原因で有害な結果を発生させた、行為者が標準的な法尊重感情の持主だったらそのような結果は起きなかったということを責任の根拠とするものです。他方で、「客観的注意義務」と言われるものは、「（許されない）危険な行為に出ない」不作為義務や「危険を許される程度に低減する」作為義務という点では故意犯と共通です。ただ、故意犯がすでに結果発生の許されない危険を認識しているのに対して、過失犯ではこのような認識に到達できなければ結果回避行動はできないので、そのために「許されない危険が生じないか」探る「情報収集義務」があります。これが過失犯にのみ存在する「客観的注意義務」だということです。

つまり、彼の見解は、故意犯と異なる「結果回避義務」中心の過失論ではありません。むしろ、故意（結果）犯にも「（許されない）危険な行為に出た」あるいは「危険を許される程度に低減しなかった」という意味での「結果回避義務」の違反は必要なのです。そして、この考え方を発展させたものが、故意犯と過失犯に共通の結果帰属原理を展開する「客観

的帰属論」なのです。

このような故意犯と過失犯とは共通の基盤に立っているとする考え方の対極にあるのが、過失（そして不作為）は「行為」（Handlung）でないとする「目的的行為論」です。そこでは、過失は「行為」ではないから、「行為」による犯罪である故意犯に認められる「正犯」（自ら犯罪を実現する者）と「（狭義の）共犯」（他人の犯罪に加担する者）という区別はなく、他人の犯罪をうっかり手伝ってしまった者も「不注意で結果を発生させた」という意味で過失（正犯）となるのだとされます。この考え方は、このように、他人の故意の正犯が介在して結果が発生しても背後者を過失正犯とする考え方です。

しかし、この考え方では、公害罪法（人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律）3条1項にある「工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し」といった、行為態様が限定されている過失犯では、「排出」以外の方法で結果に加担した人物は同罪に該当しないとされていること（最判昭和63・10・27刑集42巻8号1109頁）を説明できません。また、結果発生に被害者自身が大きな寄与をした場合（「被害者の自己答責性」）に関与者の過失犯不成立を説明できません。





このようにして、「新旧過失論争」の背後にあった真の論争問題は、結果帰属における故意犯と過失犯との関係をどう考えるかであったことが明らかになるのです。そしてこれは、「共犯論」さらに「犯罪体系論」に波及します。

4 「脳死説」と「心臓死説」、「違法一元説」と「違法多元説」

同じ展開は、「脳死問題」をめぐる「脳死説」と「心臓死説」の対立、違法論をめぐる「違法一元説」と「違法多元（または相対性）説」との対立にも見られます。前者では、問題の焦点は「脳死」の内容をなす「全脳死」の意味にあります。「全脳死」を「脳のすべての機能の不可逆的消失」と解するのは誤解であり、脳神経外科では「脳の全体としての機能の消失」を意味するのであって、体温や血圧の調整、妊娠と分娩といった機能を司る機能は残っていても「脳死」なのです。ですから、そのような状態でも「人の死」であるかどうかは、医学が決めるのではなく、まさに社会が決めることなのです。

「違法一元説」と「違法多元説」との対立は、前者が「可罰的違法」という考え方を否定し

後者がこれを肯定するという関係ではありません。現に、「可罰的違法」という考え方を提唱した佐伯千仞立命館大学名誉教授は「違法一元説」に立脚しており、違法行為の中から刑罰に値する質と量の違法性を備えたものを「可罰的違法行為」としていました。むしろ、「全法秩序を通じて違法は一元的である」という主張は、刑法典に明文のない違法性阻却事由を他の法令や慣習法から導く（それも1920年代にドイツの「自由法論」が主導した）「超法規的違法性阻却」を認める考え方なのです。反対に「違法多元説」では、例えば民法では「適法」であっても刑法では「違法」な行為があり得ることになってしまいます。しかし、日本では、従来はこのような関係が理解されていませんでした。

5 「再審請求審」の捉え方

昨年11月に公刊した自著で扱った「再審請求審」での「疑わしいときは被告人の利益に」原則の適用説と不適用説の対立も然りです。ドイツでは不適用説が通説ですが、それは再審公判において「疑わしいときは被告人の利益に」原則を踏まえて無罪となる「蓋然性」があれば再審開始を決定するのであり、

その「蓋然性」があるかどうか分からないときには同原則の適用はないというものにすぎず、「疑わしいときは確定力に有利に」という考え方ではありません。あわせて、再審請求審では、確定判決とは異なる有罪事実を「認定」して請求を棄却することはできませんが、それは「証拠調べにおける直接主義」と「確定制度」の尊重に由来するのです。これも、従来は「直接主義」と「確定制度」の尊重は再審の門を狭くするものと解されていましたが、そうではないのです。これらを明らかにしたことが、拙著収録の諸論文の意義です。

6 実務との「切り結び」

このような「問題を捉え直す」姿勢は、裁判実務との関係でも重要です。弁護人から意見書を求められて無罪等に至った事件がこれまでに7～8件ありますが、その中に最高裁で初めて「不法領得の意思」がないことを理由に詐欺罪（246条1項）の成立を否定した裁判例（最決平成16・11・30刑集58巻8号1005頁）があります。ここでは、債務者が債権者に差し入れた借用証書を盗む場合に窃盗罪を認める従来の判例からみても、それとは事案が異なり、裁判所の支払督促の書面そのものについては「不法領得の意思」がない

ことを、送達行為と財産上の利得との間に「直接性」がないことを根拠に借用証書判例とに事案の相違があることを示して説明できたことが結論に結び付きました（「詐欺罪における不法領得の意思について」立命館法学292号304頁）。

7 ゼミや研究指導などの教育を振り返って

私は、2017年度まで続いた学部でのゼミや研究コースの大学院での論文指導でも、この「問題の捉え直し」を重視していました。そのため、「脳死問題」を扱ったゼミ生は問題のややこしさと頭がいっぱいになり、「未必の故意」をテーマにしたいと言った院生は大学院入試の面接で泣きながら帰るということもありました。でも、その結果、彼らは優れた卒論や研究論文をものにしており、その経験はその後無形の財産になっていると思います。

このように、「問題を捉え直す」姿勢を貫けたことが、立命館での33年間を含む私の研究者人生での一番の幸せであったと思います。このような環境を与えていただいた立命館大学およびその関係者のみなさまには、この場で御礼申し上げます。

（まつみや たかあき・刑事法）



Farewell

退職記念

二度目の定年退職を迎えて
—ロースクールでの教育と研究のことなど—

村田 敏一 MURATA Toshikazu

本学のロースクールに着任してから16年が経過し、本年度末で定年退職を迎えることとなった。前職である日本生命保険相互会社では27年間勤務し、早期定年退職をしているため、形式的には二度目の定年退職ということとなる。哲学者の西田幾多郎は、京都帝大を停年退職するに際して、「或教授の退職の辞」という一文を草している。岩波文庫の『西田幾多郎随筆集』の巻頭に収録されているので読まれた方も多いと思う。「私の生涯は極めて簡単なものであった。その前半は黒板を前にして坐した、その後半は黒板を後にして立った。黒板に向かって一回転をなしたといえ、それで私の伝記は尽きるのである」と。私の場合は、黒板に向かって一回転する間に27年間もの実務経験が介在していることとなる。また、西田は、京大を停年退職した昭和3年の日記に、「これにて義務講義は終了か。心身の軽きを覚ゆ」と記している（二月四日）。私の場合は、定年後も引き続き、ロースクールの特任教授として従前同様の科目を担当し、司法試験の受験指導に当たるため、残念ながら心身の軽きを覚えるという訳にもいかない。

実務家から大学教員となる方は結構いるが、私の場合は、50歳を目前に転職したため、実務でも部長職までいって相当の実績をあげることができ、また、大学でも16年間を確保できたため、やはり相当の研究・教育実績をあげ得たものと自負している。人生の二毛作としては上出来と言ってよいだろう。また、大学時代を学問の都京都で過ごし、実務では、経済金融政治の中心地である東京を



中心に仕事をし、再び、学問の都京都に帰還して研究・教育に携われたことも、一つの偶然とは言え一幸運としか言いようがない。

まず、ロースクールでの教育である。私は、ロースクール制度が立ちあがってから3年後に本学に赴任した。ちょうど最初の合格発表の結果に本学が動揺していた頃である。また、赴任時には朱雀キャンパスが竣工し、ロースクールも、いささか不便な立地の西園寺記念館から交通の便のいい朱雀に移転した。当時は、定員も1学年150名と多く、また、旧司法試験受験組も多かったため、熱気を感じるとともに、本学の司法試験受験対策への不満が渦巻いていた。初年度から教務委員（商法分野）を拝命したが、当時は、正課の演習や授業で司法試験対策をすることは不適切で第三者評価で問題になるという、信じられな

いような発言を行う教員も散見された。これでは、院生＝受験生の不信をかっても仕方がない。担当する商法分野では、とにかく、司法試験本番と同様の2時間試験を起案する機会を増やすことを徹底した。また、テキストには定評ある市販のケース・ブックを使用し、条文・判例の反復学習を重視した。司法試験合格を真摯に目指す院生からは強い支持を受けたものと自負している。

既に、ロースクール制度が創設されて以来20年近くが経過し、その間には、半数を上回るロースクールが募集停止に追い込まれ淘汰されていった。その意味では、稀に見る失敗した制度のようにも見える。もっとも、淘汰されたロースクールには、全てその原因がある。裏を返せば、成功している大学にも全

てその理由がある。本学は、成功例にもっと学ぶ必要があろう。実務指向の実践的教育を行えば、必ずや、予備試験組より有能な（クライアントのニーズに応えることができ、かつ高収入の）法曹を育てることが可能と確信している。

次に、研究である。私がロースクールに赴任した時（平成19年）は、商事法の大立法時代のただ中であつた。平成17年の会社法の単行法化（商法典からの独立）と規律の現代化、平成20年の保険法の単行法化と規律の現代化と相次ぐ大改正は、まさに大立法時代の名に値するものと言えよう。私自身は、会社法の立法過程では、まだ前職に在任しており、経団連経済法規委員会企画部会委員として、経済界の立法要望の取りまとめに参画



オーラルヒストリー採録の様子

していた。また、保険法の立法過程では、日本生命・生命保険業界からの法制審議会保険法部会委員を、理論的にサポートする職務も担当していた。商事法の大立法時代に、立法過程の裏も表も見ることは、これまた幸運であった。また、平成16年から同17年には、企業価値研究会（経済産業省）の委員を拝命し、敵対的企業買収防衛策のあり方についての、ソフト・ローの策定にも参画することができた。ちょうど、ライブドア v s ニッポン放送事件が世の中の耳目を騒が

せていた頃である。およそ敵対的買収防衛策の核心は、買収者株主を何らかの形で差別的に扱うことに帰結するため、スキームの設計に際しては、新会社法で明文規定化された株主平等原則（会社法109条）との抵触回避が要請される。本学に転じた後も会社法分野では、株主平等原則をメインの研究テーマとした。前年度に上梓できた論文集である『株主平等原則と株主権の動態』は、当該分野での研究の集大成を図ったものである。この論文集の書評を立命館法学にご執筆いただいた





高橋英治教授（大阪公立大学）からは、私の業績として新しい会社法の解釈論を充実させたものとの評価を頂いた。まことに光栄に感じるところである。

保険法の研究では、商法から保険法への過渡期ということで、新しい保険法の体系的な特徴の研究を進めた。とりわけ、保険法における保険契約類型や、規律の三分類の検証を行った。今後は、商事法の解釈方法論や、商法総則・商行為法の改正問題に微力ながら取り組みたいという抱負を持っている。

よく、実務から大学に転じて、幸福だったかという質問を受ける。心から幸福だったと答えている。まず、企業に比べて、自分のペー

スで仕事ができる長所がある。次に、私は、10年前に大病を患ったが、大学の皆さんが本当に親切にしてくれ、キャリアを継続することができた。なかなか、企業ではそうはいかない。そして何よりも、受講生から、活力を頂いて心身がリフレッシュされるメリットがある。近頃、僧侶がなぜ長寿かという原因の分析を見たが、大きな声で説法や読経をしている効果が大いとのことである（もちろん食生活の要因も大きい）。大学で大きな声で演習や授業を行うことは、間違いなく健康寿命を延ばす効果があると思う。今後とも、「日々是好日」を旨とし、精進してまいりたい。

（むらた としかず・商法）

Academic
Conference

学会開催報告

日本更生保護学会第 11 回大会開催報告

森久 智江 MORIHISA Chie

「更生保護」という概念をご存知であろうか。「更生保護」とは、犯罪をした人への社会復帰のための社会内処遇に関する日本独自の概念であり、歴史的には、国ではなく民間の篤志家がその必要性に基づいて始めた活動である。その後、民間の支援を国が徐々に制度化したり、国の機関との連携を進めたりしていくなかで、現在の更生保護体制が構築されてきた。刑事司法手続において、捜査や公判、刑務所等の刑事施設への収容による刑罰執行（＝施設内処遇）等はすべて国の専権事項である。しかし、犯罪をした人が社会内で自らの生活を自律的に再建し、結果的に再び犯罪に至ることのない生活を送るにあたっては、この領域に対するわれわれ一般市民の向き合い方こそが重要であることを、このような歴史的経緯は顕著に示しているものといえる。

この「更生保護」を専門的に追求する日本更生保護学会の第 11 回大会を、2022 年 12 月 3・4 日に本学衣笠キャンパスにおいて開催した。私が大会実行委員長を務め、法科大学院所属の山口直也先生に補佐をいただき、両ゼミの所属学生や、私のゼミ出身の保護観察官数名にもお手伝いをいただきながら、今年度春から準備を進めてきた大会である。当該学会の大会は、昨年・一昨年のコロナ下でオンライン大会として開催されており、今年

度は 3 年ぶりの対面実施による大会開催となった。

2011 年に設立されたこの学会は、比較的新しい学会である。この学会の最も特徴的な点は、その会員に多様な実践者が含まれていることにある。BBS (Big Brothers and Sisters) と呼ばれる学生を含む若年者ボランティア、地域の保護司や更生保護女性会等、更生保護に関わる民間ボランティアや、現役の保護観察官、法務省職員、そして近年は各自治体の再犯防止推進計画に携わる自治体職員も参画している。研究者のみならず、このような現場のアクターとともに、実践知と理論知の共有を行うことのできる場なのである。

基調講演とシンポジウムは、昨年、刑法改正に伴う法改正がなされたことを契機に、「更生保護法改正と『再犯防止』—これからの更生保護」と題した大会校企画を行った。そこで明らかになったことは、近年の主たる刑事政策的課題とされる「再犯防止」を真に追求すればするほど、改めて、更生保護の本質に立ち返らざるを得ないということであった。それは、何らかの監視や矯正といった刑罰的対応でごく一時的に本人の行動を強いることは出来ても、犯罪をしなくても良い生活を自ら維持することはできず、やはり生活の質を自ら向上できるような本人目線の支援が不可欠であること、また、それは刑事司法機関の

みではおよそ達成しえないもので、民間の多様な実践者の実践理念を理解したうえでの連携が前提となりうるということである。つまり、刑事司法自らが変わり、社会と繋がること、今こそそれが求められている。

もう一つの大会校企画テーマセッションでは、奈良県の再犯防止推進計画に基づく取り組みをご紹介いただいたが、そこでは、奈良県が設立した更生保護施設職員へと転身した元刑務官が、刑務所の中からは全く見えなかった様々な社会復帰過程の困難を、転身後初めて知った旨を吐露していた。このような「気づき」が既存の刑事司法には必要であり、この学会がそれを促進する場の一つになり得たということに意義があろう。

また、かような本学会の大会を本学で開催することは、本学学生にとっても、その様子を目の当たりにし、今後の自身のキャリアを具体的に構想するうえできわめて貴重な機会となったようであった。本学において、開催にご協力いただいた皆様に改めて感謝申し上げたい。

(もりひさ ちえ・刑事訴訟法、犯罪学)



シンポジウムや
テーマセッションの様子



Academic
Activities

学会発表報告

日本政治学会 2022 年度研究大会での報告を終えて

柳 至 YANAGI Itaru

日本の中央省庁の幹部職員に占める女性の割合は著しく低い。もし女性幹部職員が増えたとしたら、人々の政策過程に対する意識にどのような影響をもたらすのだろうか？ 2022 年 10 月に開催された日本政治学会の研究大会では、こうした問題関心のもとに、大倉沙江先生（筑波大学）と山本英弘先生（筑波大学）と行っている共同研究の成果を発表した。

研究大会は龍谷大学の深草キャンパスで対面にて開催された。対面での開催は 2 年ぶりであった。久しぶりにお会いする方や、初めて対面でお会いする方も多く、対面での研究大会の楽しさを味わうことができた。報告を行った分科会は大会 2 日目の朝一番ということで、出席される方はあまりいないかと思っていたが、予想に反して多くの方に足を運んでいただいた。報告したのは、濱本真輔先生（大阪大学）を司会とする「女性政策をめぐる市民の態度・評価」という分科会であり、私は "Effects of Representative Bureaucracy: A Vignette Experiment in Japan" と題して報告を行った。私の他にも、竹中佳彦先生（筑波大学）と山本英弘先生（筑波大学）が、女性政策に対する市民の選好について報告された。討論者は、中谷美穂先生（明治学院大学）と大木直子先生（椋山女学園大学）であり、両先生とフロアの先生方から非常に貴重なご指摘・ご助言を頂いた。大会会場の設備も充実しており、スタッフの

方々もきめ細やかな対応をしてくださり、ストレスなく報告することができた。開催校や学会事務局、大会関係者の皆様、ありがとうございました。

報告した共同研究では、政策過程における女性公務員の存在が、女性の政策過程への認識に与える象徴的な効果を検証した。本研究は、代表的官僚制研究という公務員の構成と社会における構成の割合の一致度や、その影響を検証する研究に位置付けることができる。近年の代表的官僚制研究では、少数派の属性を有する公務員の存在自体により、そうした属性を持つ市民が、政策を公正と認識したり、政策に協力的となったりするかという点を検証する研究が行われるようになっていく。ただし、海外における検証では、効果が発生するかについて結果は分かれている。そこで、本研究では、そうした象徴的な効果が最も現れやすいであろう日本の市民を対象とした調査・分析を行った。象徴的な効果が最も現れやすいと予想するのは、冒頭でも述べたように、日本の中央省庁における女性の幹部職員の割合が著しく低いからである。2020 年の OECD のデータによると、中央政府の幹部職員に占める女性の割合は、OECD 加盟諸国の平均値が 37% であるところ、日本は 4% と最も低い。人々は、自らの属性が代表されていないと、不公平な状況と認識して、象徴的要素の効果が発生しやすいという想定に基づくと、日本の女性市民に象徴的

素の効果が発生しやすいことが予想される。さらに、本研究では、政策がジェンダーに関連するものかそうでないかという違いにより効果が異なるかという点についても検討した。

本研究では、シナリオ実験という実験的手法を用いた。この実験では、無作為にふり分けられたグループごとに、法務省に法案準備室が設置されて、ある法案が成立したという異なる仮想シナリオを提示し、その政策過程が公正かという点や、成立した法律を受容するかという点を質問した。実験においては、ある要因（シナリオ）が結果に影響を及ぼすかを検証するために、その要因以外の他の要素を全て一定のものとする条件を人為的に作りだしている。他の要素を一定とするために重要となるのが無作為割り当ての手続きである。要因となる情報を被験者に無作為に割り振ることで、ある情報を与える処置群と、その情報を与えない統制群を構成する。処置群と統制群の結果を比較して、統計的に有意な差がみられたということになれば、要因となる情報が被験者の認識に影響を及ぼしたことが明らかとなる。これにより、単純な質問紙調査とは異なり、情報が被験者に与える影響に関して他の要素を一定のものとすることができ、その因果効果を適切に検証することができる。

分析結果としては、日本の女性市民は、法案準備室の室長が男性公務員である場合と比較して、女性公務員である場合の方が法改正のプロセスをより公正であると認識することがわかった。そして、この公正認知を媒介して、政策を受容することにつながっていた。なお、こうした効果は、選択的夫婦別姓を認めるという法案だけではなく、二重国籍を認

めるというジェンダーと関連しない法案においても確認できた。実験の中で取り上げたような公務員は選挙によって選ばれているわけではなく、市民が行政組織の人事を直接的にコントロールすることはほとんどできない。そうした中で、人々が支持する行政組織の形態を検証することは、人々の政府や行政への信頼を回復させるためにも重要となる。

また、本分析結果は、国際的な代表的官僚制研究の進展にも貢献できる。象徴的要素の効果が日本で発生しないとしたら、象徴的要素の効果は一般的なものとは言えないと考えられたものの、日本においてはその効果が確認できた。ジェンダーをめぐる状況は国や地域により異なるため、象徴的要素の効果については、様々な国や地域で検証することにより、その発生の条件を追究することができるであろう。日本からの代表的官僚制研究に関する研究発信はほとんどないため、研究大会で頂いたご指摘・ご助言を踏まえて改善した原稿を基に、日本発の研究成果を出版できればと思う。

（やなぎ いたる・行政学、地方自治論）

Academic
Activities

学会発表報告

日本法哲学会でのワークショップを終えて

菊地 諒 KIKUCHI Ryo

この度、2022年11月12日(土)・13日(日)に開催された日本法哲学会学術大会にて、第1日・午後の部に「リーガル・リアリズム再考——K. ルウェリンの多角的検討を通じて」と題するワークショップを開催しました。筆者は、開催責任者・司会として同ワークショップを統括するとともに、ワークショップ内で研究報告を行いました。

日本法哲学会は、日本における法哲学の研究・普及や、法哲学の研究者相互の協力を促進することを目的として活動する学術団体で、1948年に設立されました。筆者の専門である法哲学に関しては、最も大きな国内学会です。日本法哲学会では、例年11月に学術大会・総会を実施しており、2022年は中央大学後楽園キャンパスでの開催となりました。これは、2019年に立命館大学朱雀キャンパスで開催されて以来3年ぶりとなる、全面的に対面での開催でした。縁遠くなっていた全国の研究者の方々とも、久しぶりの親交を楽しむ機会となりました。

2022年度の学会統一テーマは「現代法実証主義」でした。この統一テーマと関連して、第1日・午後の部には「法実証主義の比較思想史——19世紀から20世紀まで」と題するワークショップも開催されました。筆者の開催したワークショップは、ちょうどその「裏番組」に当たるものでした。そのため、当初は聴衆が集まらないのではないかと危惧していましたが、蓋を開けてみれば、多くの研究者の方々に足を運んでいただき、有意義なご指摘をいくつも頂戴することができました。

筆者のワークショップは、アメリカの法学者ルウェリン (Karl N. Llewellyn, 1893-1962) を素材として、リーガル・リアリズムに対する再評価を図るものです。ここで、リーガル・リアリズムとは、20世紀前半のアメリカで登場した、法思想史上の動向を指します。一般に、リーガル・リアリズムは、「ルール懐疑主義」および「事実懐疑主義」という2つのテーゼによって理解されています。前者は、法的なルールの客観性を疑うことを意味します。後者は、裁判における事実認定の客観性を疑うことを意味します。また、ルウェリンは、しばしば「ルール懐疑主義」者として位置づけられています。しかし、そのような理解には単純化のきらいがあることが、近年、指摘されるようになっていきます。そこで、筆者のワークショップでは、ルウェリンの主張を多角的な観点から検討することで、単純化されたリーガル・リアリズム像を修正することを目指しました。

ワークショップのプログラムは、筆者による企画趣旨説明ののち、筆者を含む3名の報告者による報告、1名のコメンテーターによるコメント、報告者によるリプライを経て、会場での質疑応答に移るというものでした。以下、3つの報告につき、簡潔に紹介させていただきます。

まず、第1報告は、筆者による「ルウェリンの学際的アプローチ——社会学・人類学・経済学」でした。ルウェリンは、社会学・人類学・経済学といった社会科学と、法学を組み合わせることを主張しました。第1報告



では、ルウェリンの主張において、それぞれの学問がどのように法学と組み合わせられているかを詳細に検討することを通じて、学際的な試みとしてリーガル・リアリズムを理解するための土台を提供することを目指しました。

次に、第2報告は、広島大学の菊池亨輔先生による「ルウェリンとドイツ——初期ルウェリンの法思想」でした。ルウェリンは、意外にもドイツとの関係が深く、学生時代の留学や従軍のほか、教員としてライプツィヒ大学で2度の講義を行っていました。第2報告では、ドイツ語で書かれたルウェリンの著作を丹念に渉猟しつつ、ドイツ法学と比較したときのルウェリンの特色を明示し、リーガル・リアリズムに対するドイツ法学の影響について理解するための土台を提供することを目指しました。

最後に、第3報告は、岡山商科大学の見崎史拓先生による「ルウェリンの法学教育論——その内実と限界」でした。ルウェリンは、法学教育におけるケース・メソッドの重要性を認識しつつ、それに加えてリベラル・アーツも含む多種多様な知識を学生に要求しました。第3報告では、ルウェリンが実践しようとした法学教育の内実を詳細に検討し、そ

の限界についても指摘することで、リーガル・リアリズムの目指す法学教育のあり方について理解するための土台を提供することを目指しました。

これらの報告を踏まえて、明治大学の亀本洋先生より、各報告者に対するコメントをいただき、各報告者からもリプライを行いました。その後、会場の研究者の方々からも多数の質問をいただきました。予定の時間を大幅に超過してしまうほどでしたが、これにより却って、議論を深めることができたと思っています。

筆者の所感としては、初めてワークショップを開催したということもあり、すべてがドタバタのうちに終わってしまったという印象です。そのため、ワークショップの様子を撮影するのを忘れてしまうほどでした。代わりとなるか分かりませんが、筆者が2021年に上梓した『「法と経済学」の揺籃』が、この度、2022年度日本法哲学会奨励賞を受賞しましたので、その様子を掲載しておきます。

なお、ワークショップについての詳細な報告は、2023年に刊行される『法哲学年報2022』に掲載される予定です。

(きくち りょう・法哲学)

My Book

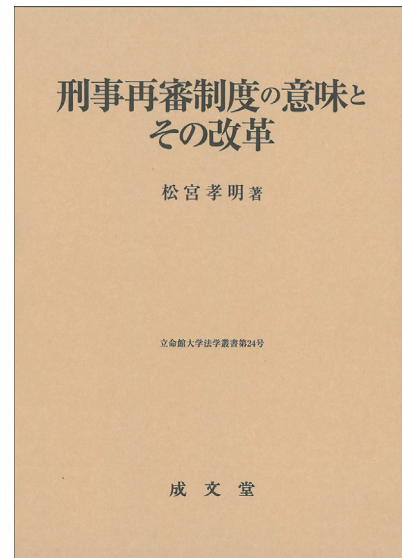
自著紹介

自著紹介『刑事再審制度の意味とその改革』

松宮 孝明 MATSUMIYA Takaaki

(1) 昨年 11 月に、法学会より出版助成を受け、立命館大学法学叢書第 24 号として『刑事再審制度の意味とその改革』を成文堂より上梓しました。普段は刑法を中心に研究をしているので意外に思われる方もおられるかと思いますが、刑事再審制度というテーマは、前任校の南山大学に奉職していた 30 余年前から論文を書き溜めていたものです。近年、冤罪被害者の早期救済のためにその改革、法改正の必要が叫ばれており、筆者は今年度でちょうど定年を迎えることから、この機会に法改正の要点も含めて、本書をまとめることで刑事再審制度の意味を改めて検討してみようと思った次第です。

(2) ご存知のように、1975 年の最高裁「白鳥決定」以来、一度は開きかけた再審の門は、その後一進一退を続けています。とくに、2019 年 6 月に最高裁が鹿児島県の「大崎事件」につき、原審および原審が認めた再審開始を取り消し、その請求を棄却するという決定を行ったこと（最決令和 1・6・25 集刑 326 号 1 頁等）、また、2022 年 6 月に鹿児島地裁が同事件の第 4 次再審請求を棄却する決定を行ったこと（鹿児島地決令和 4・6・22LEX/DB25592704）は、冤罪救済制度としての再審の動向をみるうえで極めて重大です。他方、「袴田事件」では、2020 年 12 月に最高裁が再審開始決定取消決定を取り消し、事件を原審に差し戻しています（最決令和 2・12・22 集刑 328 号 67 頁）。



立命館大学法学叢書第 24 号
『刑事再審制度の意味とその改革』
松宮孝明著 成文堂
2022 年 11 月 ￥5,500（税込）

このように、冤罪救済制度としての再審の運用は揺れ動いていますが、その一因は、とくに再審請求審の役割やそこでの判断の意味と方法についての理解の揺らぎにあるようです。刑事実務家の間では、以前のように「疑わしいときは確定有罪判決に有利に」とあからさまには言われなくなりましたが、再審請求での新証拠によって旧有罪証拠が弾劾されると、残された証拠で改めて——証拠調べをする公判ではないのに——有罪心証を取り、あるいは再審請求審では訴因変更の制度はな

いの、「訴因を変更すれば有罪が維持できる（可能性がある）」といった理由で確定有罪判決とは異なる事実なら新証拠でも否定されていないなどとして、認定事実を変えてしまうことがあるからです。この「訴因変更だ!」というセリフは、TBS 日曜劇場「99.9 刑事専門弁護士」でも使われていましたね。

(3) 筆者は、本書に収めた論稿などで 30 年以上前から、このような「旧証拠のかさ上げ」や「認定事実の入れ替え」は、事実認定そのものを行わない再審請求審の性格に反し、「反対尋問権」や「二重の危険」禁止などの請求人の憲法上の権利を害し、ひいては裁判の確定制度そのものを破壊してしまうことを指摘していました。近年では、さらに、再審請求審の予備審的性格から、請求人への証拠開示や手続保障の必要も引き出されるのであり、それを明文化する法改正も必要であると論じています。

ここでは、事実認定における「直接主義」や再審請求審の予備審性、裁判の確定制度など、従来は再審開始を阻むものと解されてきた法原理が、反対に、再審開始をより広く認め、被告人の権利が保障された「公判」に手続きの重点を移す根拠であることが、特に日本の刑事再審のモデルとなったドイツ再審法の検討から明らかになります。もちろん、そこには、「再審請求に対する審判手続と再審の審判手続とを段階的に区分する点において、ドイツ法とほぼ同様の手続構造を有し……、かつ、再審理由も同法のそれにきわめて類似しているわが刑事法の再審についても、それがそのまま妥当する」（白井滋夫『刑事法の今日的諸問題』〔立花書房、1983 年〕314 頁以下）という認識があります。

本書の第 1 章から第 12 章までは、以上のことを、第 1 章から第 3 章までの総論的論稿と、第 5 章から第 12 章までの各論的分析によって明らかにするものです。また、第 4 章は、再審と控訴・上告との関係を明らかにするものであり、これを通じて、再審は「第四審」ではないことが明らかにされます。

(4) 他方、埋もれた冤罪を再審で救済するためには、再審請求後の証拠開示ばかりでなく、「^{まつばせ}松橋事件」で示されたように、再審請求前の記録の閲覧が保障されなければなりません。第 13 章と第 14 章では、再審開始決定に対する検察官上訴の廃止と並ぶこのような記録閲覧権の保障を、特に第 14 章においてドイツ連邦憲法裁判所の判例を素材としつつ、提言しています。ここでは、有罪判決を受けた者は捜査記録の中に自己の無罪を根拠づける資料がないか確認する権利が認められています。いわば、「証拠漁りの権利」があるということです。

あわせて、このような再審請求準備段階での証拠・資料の閲覧を扶助するものとして、第 14 章では、全国の単位弁護士会の中に冤罪が疑われる事件について記録調査をする専門委員会を設けることを提案しています。

(5) このたび立命館大学での定年を迎えるに当たり、再審制度に関する従来の研究をまとめ、かつ具体的な法改正の提案を行う本書を、「立命館大学法学叢書第 24 号」として刊行できたことは、大変ありがたいことです。お世話いただいた関係者のみなさまには、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

(まつみや たかあき・刑事法)

Ceremony

授与式報告

第 17 回平井嘉一郎研究奨励賞授与式

第 17 回（2022 年度）平井嘉一郎研究奨励賞授与式が、2022 年 6 月 10 日、平井嘉一郎記念図書館カンファレンスルーム（本学衣笠キャンパス）にて開催された。同賞は、ニチコン株式会社の創業者で本学法学部の卒業生（1940 年卒）でもある故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様からのご厚意により 2006 年に創設されたものであり、本学の法学研究科および法務研究科（法科大学院）において優秀な成績を修め、今後の活躍が期待される大学院生を表彰して、国内外で貢献する人材を育成することを目的としている。

本年度は、法学研究科から、谷村広人氏（博士課程前期課程研究コース 1 回生）、三谷海里氏（同リーガル・スペシャリスト・コース 1 回生）、廣瀬文乃氏（同リーガル・スペシャリスト・コース 1 回生）、北出裕哉氏（同法政リサーチ・コース 2 回生）、法務研究科から、井上祐基氏（法曹養成専攻専門職学位課程 2 回生）の計 5 名が授賞した。新型コロナウイルス感染症の影響から出席者を関係者に制限して行った昨年度の授与式とは異なり、今年



度は、平井信子様のご来駕も賜り、感染防止に配慮しつつも、例年に近い形での晴れやかな式典となった。

授与式は樋爪誠法学部長の司会で進められた。はじめに仲谷善雄学長から祝辞が述べられ、各受賞者に賞状が授与された後、平井信子様から副賞の目録が手ずから贈呈された。選考委員会を代表して法学研究科長から受賞者の紹介と選考理由の説明がなされ、各受賞者から御礼の挨拶と今後の抱負が語られたのに続き、平井信子様より受賞者に向けて心温まる激励のご挨拶を頂戴した。最後に北村和生法務研究科長より閉式の挨拶がなされ、記念写真を撮影して閉会した。

（法学研究科長 山田希）



先生方への感謝

清水 拓磨 SHIMIZU Takuma



2023年4月より立命館大学の法学部に准教授として勤務することになりました。私が立命館大学に入学したのは2013年4月であり、ちょうど10年前ということになります。当時18歳であった私は、それまでの12年間、小・中・高と和歌山県の山奥にある学校で寮生活をしていたこともあって、京都の都会的な雰囲気に驚いたことを記憶しております。そのような私が、入学式で考えていたのは、「たくさん人がいて、やっぱり都会って怖いなあ」ということです。ここが10年後に自分自身の勤め先になるとは全く思ってもいませんでした。

その入学式から10年を経て、曲がりなりにも研究者になることができたのは、立命館大学の先生方・先輩方のおかげだと思っています。まず、この場を借りて、指導教授にあたる渚野貴生先生に御礼を申し上げたく思います。学部生のときに渚野先生の論文「取調べ依存からの脱却と公判中心主義の徹底—被告人の証人適格制度を素材にして」を拝読して、大学院では先生のもとで学びたいと思いました。拙書の「はしがき」でも触れましたが、渚野先生は「研究課題の設定から、その課題を解決する研究デザインの策定に至るまで、筆者の考えを常に尊重し、自由な研究環境を整えて下さ」いました。このような先生の指導方針のもとでなければ、到底、研究を続けることはできなかったと思います。

私が研究者を志望したのは、知的財産法を専門とされる宮脇正晴先生に憧れてのことであります。学部的时候は知的財産法を専攻し、

宮脇ゼミに所属しておりました。先生は早くから気にかけてくださり、度々、研究の相談にも乗ってくださいました。4回生の時、「来年度以降も、勉強を続けたいのですが、どうすればよいでしょうか」と相談にうかがいました。その際、大学院に進学するという選択肢があることを教えて頂き、同時にアメリカ法の教科書も紹介頂きました。その教科書を必死になって読み込んだことを記憶しております。

そのほか、立命館大学の浅田和茂先生、松宮孝明先生、山口直也先生、本田稔先生、安達光治先生、嘉門優先生、森久智江先生にも、これまで本当に多くのことを教えて頂きました。先輩にあたる東京経済大学の山本和輝先生、青山学院大学の佐竹宏章先生にも、数え切れないほどお世話になってきました。ここでお世話になった先生方全員のお名前を挙げることはできませんが、改めてお礼申し上げます。

(しみず たくま・刑事訴訟法)

Departure

出発

万里一空の想いにて衣笠を離れ

原田 弘隆 HARADA Hirotaka

振り返れば、九州の牧歌的な片田舎を離れ、衣笠の地で過ごした9年間は、まさに度重なる僥倖に恵まれ続けたものでした。と言うのも、私が民法研究者という道を志す萌芽となった原風景、すなわち指導教員である臼井豊先生との最初の出会いかからして、偶然の産物でしかなかったからであります。

法学部1回生の必修科目ゆえに、さしたる特別な動機づけも持たずに漫然と受講した臼井先生の民法総則は、その全30回の聴講を終える頃には、私の中に民法という学問への興味関心を抱かせる契機となりました。特に印象に残っているのは、代理法のとある授業回です。インターネットのような「電子取引での本人へのなりすまし」が最先端の法学問題として生じているところ、今まさに1回生が初めて学んだばかりの表見代理規定を用いて解決し得るのかどうかを目下研究中であると、あくまで簡潔な余談の枠内——臼井先生のお言葉をお借りすれば、「面白話」のレベル——に留めつつも、それでいて、民法、ひいては法学研究の醍醐味・ダイナミズムの一端を感じた一幕でした。

その後、——先生のお人柄はもとより、ゼミ見学会で先輩方が楽しそうにテーマ報告と議論を流麗に行っている和気藹々とした雰囲気有志の決め手として——臼井ゼミを経て、大学院で臼井先生に指導教員としてご指導いただいたことを抜きにしては、現在の私は到底存在し得なかったことでしょう。臼井先生には、研究面はもとより、——昨今の大学教員には教育能力も大きく求められることから——TAなど



を通じて実際の教育活動を間近で体感し、教育能力の素地を築くための機会も毎年いただきました。時に厳しく鋭いながらも、総じて大変根気よく懇切丁寧に、そして関西ご出身ということもありユーモアと笑顔を常に欠かすことなく、未熟な私を教導して下さいましたことに対しては、感謝してもしきれません。このように人生のいわば師父とも仰ぎ得る人物に出会えた私は、紛れもなく果報者でしょう。

また、立命館法学への拙稿の投稿に際してご助言とご推薦を賜りました——いつも優しく微笑みかけて下さる柔和なお人柄の——谷本圭子先生をはじめとした立命館大学法学・法務研究科の先生方にも言葉にできないほど、お世話になりました。紙幅の関係上、すべての先生方のお名前を感謝の言葉とともに一人ずつ挙げさせていただくことができず心苦しい限りではございますが、賜りました学恩一つ一つは色褪せることなく、風雅な古都で

九度過ぎ去った四季折々の情景を伴って、今でも鮮明に呼び起こすことができます。

さらには学外においても、ドイツ法律行為論研究会や関西民事法若手研究会の末席に加えていただき、数多のご指導ご鞭撻をいただきましたことにも、この場をお借りして感謝申し上げます。

そして、学部1回生時から現在に至るまで通算9年間も、拙い私のドイツ語会話の練習に親身にお付き合いいただいた Achim Stegmüller 先生に対しても改めてお礼を申し上げますねばなりません。

最後に、9年間の学生生活でお世話になった立命館大学法学部・法学部共同研究室をはじめとした大学職員および大学生協の方々、そして学部および大学院にて親しく接して下さった先輩・後輩、同期の皆さんにお礼を申し上げます。

このように私の立命館生活は、まさに素敵なお人柄の方々に恵まれ、支えられてきたという幸運なご縁の連続でありました。運という面で言えば、大学院での研究テーマに定めた「データ所有権」、いわゆる「データの法的帰属・保護」問題は最近日本でも次第に議論されるようになり、光栄にも拙稿を取り上げていただける機会にも恵まれつつありま

す。加えて、日本学術振興会の特別研究員(DC2)に採択されるという僥倖にも恵まれました。そして、大変ありがたいことに今春から札幌大学にて民法教員として奉職させていただく機会を賜りました。

まさに、様々なご縁と運に恵まれ続けた9年間であつたと心底実感しております。それゆえに、衣笠の地を離れ、法学研究者としての一步を本当に踏み出してもよい実力が伴っているのかどうか不安を拭うことのできない日々が続いておりますが、それを少しでも和らげるためには、やはり、たとえ少しずつであっても堅実かつ地道に研鑽を積み重ねていくしかないのでしょう。その際には、臼井先生のモットーである「取り組むにあたっては何事も楽しく！」という金言を——多忙を極めている大学教員を取り巻く昨今の状況においては特に——忘れることのないようにしたいと思います。札幌という冷涼な気を帯びた——元来、暑がりの私にとっては過ごしやすい——新天地を目の前にして、文字通り身が一層引き締まる気がいたします。

以上、拙い内容で恐縮ですが、旅立ちにあたってのご挨拶と抱負の言葉に代えさせていただきますと幸いに存じます。

(はらだ ひろたか・民法)



Study Group

研究会

2022 年 5 月～2023 年 1 月

■法学部定例研究会：

- 22 年 5 月 27 日 Online International Workshop on E-Justice, ICT, Data Protection and Human Rights : Prof. Shimon Shetreet “Justice and Advanced Tecnology : judicial independence, Efficiency and Quality”, Prof. Dr. Foroud Shirvani “Digitisation of the administrative court proceedings”, Prof. Dr. Christoph Krönke “AI in Public Administration”
- 22 年 6 月 1 日 京都国際比較人権セミナー:藤岡靖洋氏「ジョン・コルトレーンと平和人権」
- 22 年 6 月 4 日 商法研究会：桜沢隆哉氏「札幌地判令和 3・6・11 金判 1624 号 24 頁 株式併合と株主総会決議の瑕疵」、竹瀨修氏 判例研究「他車運転担保特約の重複保険による求償」（東京地判令和 2・6・22 判例時報 2496 号 45 頁）
- 22 年 7 月 2 日 商法研究会：瀬谷ゆり子氏「社員のいない法人のガバナンスー株式会社との比較」、島田志帆氏「否決の株主総会決議に係る一般私法上の無効確認の訴えの適法性（東京高判令和 3 年 5 月 13 日金判 1623 号 12 頁）」
- 22 年 7 月 5 日 比較司法制度研究会：鈴木治一氏「京都弁護士会の役割と課題」
- 22 年 7 月 28 日 第 1 回政治学研究会：吉次公介氏「田中角栄政権と米軍基地問題」
- 22 年 8 月 3 日 第 1 回民法研究会：松岡久和氏「所有者不明土地関連の法改正について」
- 22 年 8 月 5 日 第 12 回ランチタイム法政研究会：田中良弘氏「デジタル政府の実現に向けた取組と法制度上の論点ー行政法と民事法・刑事法の交錯ー」
- 22 年 9 月 3 日 商法研究会:土岐孝宏氏「組立保険における損害の評価ー約款における「損害発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費の解釈」ー」福岡高裁宮崎支判令和 2・7・8 判時 2511 号 78 頁、山田拓広氏「人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することにより合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例（最一小判令和 4 年 3 月 24 日）の検討」
- 22 年 9 月 5 日 民法研究会：吉村良一氏「西淀川公害訴訟における共同不法行為論ー公害法理論形成における「理論と実務の協働」（澤井裕教授の事蹟を中心に）」
- 22 年 9 月 30 日 法政研究会：小田美佐子氏「アジア法・中国法の研究ー中国民法典物権編の検討を中心にー」
- 22 年 11 月 12 日 商法研究会：高橋慶親氏「特設注意市場銘柄制度の考察ー粉飾上場企業の現場からー」、吉澤卓哉氏「少額保険の告知義務違反における重過失要件の捉え方」

- 22 年 11 月 25 日 第 2 回政治学研究会：浅田大貴氏「日本の検閲制度と映画界：とくに 1939 年映画法の理解をめぐって」、矢野友佑氏「ハンナ・アーレントにおける世界疎外と私的所有」
- 22 年 11 月 25 日 第 2 回民法研究会：松本薫子氏「フランス婚姻法の到達点～その構造と特徴」
- 22 年 11 月 26 日 International Online-Workshop on E-Justice, ICT, Data Protection and Human Rights : Prof. Dr. Bart Krans“Civil Courts Coping with Covid-19 (digitalisation)”, Prof. Dr. Philipp Reuß “The Orality Principle and the Digitalisation of Civil Procedure Law in Germany”, Prof. Dr. Christian Gomille“Online notarization under German notarial law”
- 22 年 11 月 30 日 第 1 回公法研究会：北出裕哉氏「生殖補助医療を伴う親子関係訴訟における法形成」
- 22 年 12 月 3 日 商法研究会：山田泰弘氏「株式の準共有－共有法制の改正を受けて」、村上康司氏「新型コロナウイルス感染症と株主総会の出席」
- 22 年 12 月 8 日 第 2 回公法研究会：秋山英輝氏「政府職員の外国の刑事管轄権からの免除－根拠の考察」
- 22 年 12 月 9 日 第 2 回民事法研究会：関原裕真氏「非公開会社に対する敵対的買収と対象会社株主の保護」、LI Sijia 氏「国際的扶養料及び養育費の回収についての考察」、WU ZhiJing 氏「デジタルプラットフォーム事業者の民事責任に関する日中比較－消費者取引に関わって－」
- 22 年 12 月 13 日 第 1 回税法研究会：南政寿氏「役員退職給与課税の問題点－役員分掌変更後の打ち切り支給の場合を中心に－」
- 22 年 12 月 14 日 京都国際比較人権セミナー：手塚和彰氏「日独伊三国同盟は幻の軍事・経済同盟だったのか」
- 22 年 12 月 15 日 第 1 回刑事法研究会：SONG Silin 氏「中国の共犯規定と日本の共謀共同正犯理論」
- 23 年 1 月 7 日 商法研究会：村田敏一氏「「富士興産事件抗告審決定」と近時の敵対的買収防衛策における「強圧性」の問題」、伊藤浩紀氏「虚偽記載に関する情報の開示後の株式取得者と発行会社の民事責任」（大阪地判令和 2 年 3 月 27 日金判 1592 号 20 頁）
- 23 年 1 月 12 日 博士論文公聴会：YEON Soobin 氏「公判中心主義と被疑者・被告人の権利保障－韓国の刑事訴訟法との比較研究」、
- 23 年 1 月 26 日 博士論文公聴会：日原拓哉氏「AI の利活用における刑法上の諸問題－利用者と製造者の刑事責任を中心に－」
- 23 年 1 月 30 日 博士論文公聴会：松本薫子氏「婚姻法の再定位～フランス民法典の変遷から」
- 23 年 1 月 31 日 博士論文公聴会：片保涼介氏「近世日本における贖刑の研究」



立命館ロー・ニュースレター
第94号 (2023年2月)
編集：立命館大学法学会
ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)
発行：立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL：075-465-8177
FAX：075-465-8294
URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)